

連合群馬青年委員会 第16回総会議案書



2015年11月28日第15回総会



2017年4月22日スポーツ交流会



2017年9月23日防災キャンプ



2016年9月11日レクリエーションリーダー研修

日時：2017年11月25日(土) 10:15~11:00
場所：群馬県勤労福祉センター 第2会議室

総 会 次 第

1. 開会宣言
2. 青年委員会委員長あいさつ
3. 連合群馬代表あいさつ
4. メッセージ披露
5. 2016～17年度活動報告
6. 2018～19年度活動方針説明
7. 2018～19年度役員体制紹介
8. 新旧役員あいさつ
9. 閉会

第15期（2016～17年度）活動経過報告

連合群馬青年委員会は、連合・連合群馬の活動に積極的に参加して次代のリーダーとなるための知識や経験の吸収に努めました。また、青年委員会の活動を通じて、青年層に対して組織の枠を越えた仲間づくりや連合運動・労働組合活動への参加のきっかけを提供できるよう取り組みました。

1. 次代を担う人材育成

(1) 政治学習会

2015年11月28日（土）第15回総会后に労働組合と政治活動の関わりをテーマとして政治学習会を開催し、各産別から33名が参加しました。

連合群馬役員から「なぜ労働組合が政治活動に取り組むのか」について説明を受けた他、グループワークで参加者の組織の活動状況や若年層の投票率向上について話し合いました。



(2) 青年委員会レクリエーションリーダー研修



2016年9月10日（土）～11日（日）尾瀬高原ホテルでレクリエーションリーダー研修を開催し、各産別・地協から28名が参加しました。

若手組合員が組合活動に参加するきっかけとなるレクリエーション行事の企画・運営に係わるノウハウを学び、それぞれの組織で青年活動の活性化、組合活動への参加拡大を行える人材作りを目指しました。

(3) 青年委員会 連合群馬・埼玉交流会

2017年6月17日（土）～18日（日）水上温泉ホテル聚楽で連合群馬・連合埼玉青年交流会を開催し、群馬8名、埼玉7名の計15名が参加しました。

連合埼玉青年委員会と合同で開催し、活動の柱の一つである「組織の枠を越えた仲間づくり」を行うとともに、今後の青年活動の更なる活性化に向け、それぞれの活動や課題などの情報共有と意見交換を行いました。



2. 組織の枠を越えた仲間作り

(1) 青年委員会スポーツ交流会



連合群馬のスケールメリットを發揮し、スポーツを通じて産別・単組・地域の枠を越えた青年組合員の交流と仲間づくりを行うことを目的に毎年開催しています。



① 2016年4月23日(土)【会場：県勤労福祉センター】

各産別・地協・連合群馬議員懇談会から104名が参加しました。

チーム対抗戦で、カナダ発祥のスポーツ「キンボール」と「上毛かるた」を行いました。

また、昼食の時間を利用したチームディスカッションを行い、組織や地域の枠を超えた交流とチームワークの大切さについて学んだ他、年代の近い若手議員にも参加頂き、議員と青年組合員とのコミュニケーションを図りました。

② 2017年4月22日(土)【会場：県勤労福祉センター】



各産別・地協から107名が参加しました。

ニュースポーツ「キンボール」とリオパラリンピックで日本代表が銀メダルを獲得したパラスポーツ「ボッチャ」の2つの競技を行いました。参加者の多くが両競技とも未経験のため、各チームでルールを確認しながらのスタートでしたが、ゲームが進むにつれお互いに声を掛け合い、連携して白熱した勝負が繰り広げられ、組織や地域の枠を超えた交流が図られました。

(2) 青年委員会防災キャンプ

2017年9月23日(土)～24日(日)水上宝台樹キャンプ場で防災キャンプを開催し、各産別・地協から23名が参加しました。

日本赤十字社から講師を迎え、座学で「震災から身を守り、命をつなぐ」ための備えについて学習しました。

また、体験学習として「三角巾を使った救急法」や「毛布を使った搬送」を学び、総合体験学習として震災直後を想定した災害シミュレーションを行って実際の災害現場での救助活動を疑似体験しました。

翌日は、阪神淡路大震災の教訓から、神戸市消防局が作成した震災体験ゲーム「ダイレクトロード」を行って、災害時に人の命を救うために必要な行動や情報の整理・共有の重要性を学びました。



3. 仕事と家庭のバランスの取れた社会づくり

(1) 「クラシノソコアゲ応援団！キャンペーン」街宣活動



2016年5月19日（火）高崎駅周辺で、連合群馬・地域協議会・連合群馬議員懇談会と連携し、①「底上げ・底支え」「格差是正」で経済の好循環、②安全・安心のセーフティネットを構築、③すべての人にディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を実現、④健全な民主主義を取り戻そう、を柱に「働く者、生活者」の立場から広く社会に訴え、駅頭でのチラシ入りティッシュ配布及び街宣活動で世論喚起をはかりました（青年委員3名、参加全体で約30人）。

また、併せて「熊本県を中心とする九州地震災害救援カンパ」にも取り組み、11,355円を集約しました。

4. 上部団体、関係団体との連携

(1) 2015連合ユースラリーへの参加

2015年11月13日（金）～15日（日）滋賀県で開催された、連合本部主催のユースラリーに参加しました（青年委員1名参加、全体で300人）。

「意外と身近な労働組合 もっと広げよう仲間のきずな」をテーマに青年組合員が、労働組合の意義について改めて学び、職種や地域を越えた仲間と交流することで、組織強化や活動の活性化を図ることを目的に開催されました。

連合群馬青年委員会は、本ユースラリーの参加体験から、アイスブレイクの重要性やイベント運営のノウハウなどを持ち帰り、委員会のイベント運営に活かしています。

(2) 連合関東ブロック海外交流視察団

2017年9月10日（日）～15日（金）連合関東ブロック主催の海外交流視察団に参加しました（青年委員会1名参加、全体で20名）。

歴史的に日本と友好的な国家であり「アジア最後の経済未開拓市場」とも呼ばれたミャンマーを訪問し、日本大使館や日本貿易振興機構事務所、日本との合弁会社などを視察し、現地労働組合との意見交換を行いました。

ミャンマーは積極的に日本企業の誘致を行っており、現地では多くの日本人が働いています。しかし、電力を始めとするインフラ設備が整っておらず、多くの日本企業が進出するには難しい状況でした。

(3) 連合群馬大会への参加

① 第20回定期大会

2015年10月31日（土）前橋市民文化会館で開催され、代議員など280名が参加しました（青年委員会はオブザーバーとして3名が参加）。

「働く仲間の結集で、安心・安定社会の実現！」を基本目標とした第15期活動方針、推薦候補者全員当選を目指した第24回参議院議員選挙必勝決議、富澤新会長（電機連合）をはじめとした執行部体制が確認されました。

② 連合群馬第21回年次大会

2016年10月29日（土）利根沼田文化センターで開催され、代議員など200名が参加しました（青年委員会は特別代議員として1名が参加）。

連合群馬第15期前半期である2016年度の取り組みと決算の報告を行い、後半期に向けて補強を行った活動計画と予算、後半期の役員体制が確認されました。

（3）新任役員研修

2017年1月14日（土）県社会福祉総合センターで開催され、新たに産別・地協・単組で組合役員となった方など65名が参加しました（青年委員1名参加）。

連合本部組織拡大・対策局の宇田川局長より「働くことを軸とする安心社会の実現」と題し、連合結成に至る経過や連合総体の取り組みについて、また連合群馬阿部組織アドバイザーからは組合作りの重要性について説明を頂き参加者全体で連合の取り組みに対する理解を深めました。

（4）県立太田東高等学校「公開みらい学」への講師派遣

太田東高校のキャリア教育の一環である「公開みらい学」に講師を派遣しました。

① 2016年5月21日（土）（青年委員1名参加、全体で52人）



高校1・2年生に対するキャリア教育の一環として「働くこととは何か」「地域社会との関わり」をテーマに、座談会形式で講師と生徒3～4名を1グループとして質疑応答や意見交換を行いました。

② 2017年5月20日（土）

（青年委員1名参加、全体で65人）

「働くこと」や「社会人としての家庭や地域での役割」をテーマに講師一名と生徒

4～5名、また保護者も交えてディスカッション方式で意見交換を行いました。

（5）難病対策の拡充を求める街頭署名活動

日本難病・疾病団体協議会の全国一斉街頭署名活動に協力しました。

① 2015年10月3日（土）【会場：イオンモール高崎】

（青年委員3名参加・全体で30名）

買い物に訪れた家族などに難病対策の確立に向けた国会請願署名への協力を呼びかけ、486筆を集約しました。



② 2016年10月1日（土）

【会場：イオンモール高崎】（青年委員1名参加・全体で30名）

買い物に訪れた家族などに難病対策の確立に向けた国会請願署名への協力を呼びかけ、683筆を集約しました。

2018～19年度活動方針(連合群馬第16期)

バブル経済崩壊以降、景気の低迷を受けて、組合員数の減少、採用抑制による新入組合員の減少、中高年層のリストラによる青年層の責任と仕事量の増加などがあり、各組織の青年組織とその活動は縮小傾向にありました。しかし、労働組合の組織や活動を強化していく上で、青年組合員の参加拡大は重要な課題となっています。

私たち青年委員会は、委員会の活動を通じて、青年組合員の組織や地域を越えた繋がりを作り、若手組合員が連合群馬の活動に積極的に参加できるよう、連合運動・労働組合活動に参加するための「最初の一歩」を作っていきます。

また、参加者が青年委員会の活動での体験をそれぞれの組織に持ち帰り、自らの組織で実践することで、各組織の青年活動をさらに盛り上げていけるよう、取り組み内容を工夫して行きます。

1. 労働運動の更なる向上に向けた組織強化の取り組み

(1) 連合群馬のスケールメリットを活かした活動の実施

① 青年組織の無い産別・組合や職場に同年代がいない青年組合員に向けて積極的に情報を発信し、青年委員会の活動への参加を呼びかけ、参加者の拡大をはかります。

また、青年委員会の活動を通じて、参加者が職場や地域を越えた交流をはかり、組合活動を離れても財産として残るような青年組合員の繋がり構築の構築に取り組みます。

② 各組織の青年活動の更なる活性化や組織強化に向け以下の取り組みを行います。

a 次代のリーダーとなるために必要な知識を学ぶ学習会の開催

b 活動内容を産別・単組に持ち帰って活用できるような行事の開催

(2) 次代を担う人材育成

① 連合群馬や関係団体の取り組みに積極的に参加し、勤労者を取り巻く社会情勢を把握するとともに、労働運動への経験を積み、見識を広げていきます。

② 青年委員の視点から、青年組合員の連合運動や組合活動への疑問点の解消や関心を高めることに繋がる内容の学習会を開催します。

③ 連合群馬の活動方針を学ぶとともに、親しみをもち参加意識を持てるよう、連合群馬執行部と青年組合員との意見交換の場を作ります。

④ より広いエリアの仲間との交流がはかれるよう、連合埼玉青年委員会との連携をさらに強化し、連合関東ブロック「ユースラリー」の実現に向け働きかけます。

2. 労働組合の社会的責任を踏まえた、政治意識向上のための取り組み

(1) 約3割となっている若年層の投票率の低下に歯止めをかけ、青年組合員の政治への関心を向上させるため、各種行事等を通じ連合群馬議員懇談会と連携した意識啓発活動を行います。

3. 働きがいのある人間らしい仕事の実現

(1) 改正された労働法制(女性保護規定、男女雇用機会均等法、パート労働法、育児介護休業法)の内容について学習し、労働者の権利と義務について改めて考えるとともに、労働法制の改悪を阻止する連合の取り組みに協力して行きます。

(2) 男女で仕事と家事を分担する「性別による役割分担意識」を無くし、職場・家庭において男女が互いに協力しあえるよう意識啓発に取り組みます。

連合群馬青年委員会運営要綱

第1条（目的）

青年委員会は、「連合の進路」「連合行動指針」「運動方針」「連合青年活動ガイドライン」にもとづいて、青年活動を具体的に進める推進母体とする。

同時に、連合および連合群馬の組織化・発展と、連合を担う青年の育成をはかることを目的とする。

第2条（位置づけ）

青年委員会は、連合群馬執行委員会の指導のもとに活動する。

第3条（構成）

青年委員会は、連合群馬構成組織の代表する青年をもって構成する。

なお、青年組合員の範囲は構成組織の基準に委ねるが、概ね35歳位までを基準とする。

第4条（活動）

青年委員会は、目的達成のため次の活動を自主的に推進する。

1. 青年活動の充実と活動組織の整備と強化
2. 青年組合員の総合生活の向上の取り組み
3. 連合および連合群馬の機関決定事項の実践活動
4. 連帯強化のための交流活動
5. 資質向上のための文化・体育・教育活動
6. 社会参加の推進
7. 国際連帯活動の推進

第5条（機関と性格）

この青年委員会に、次の機関を置く。

1. 総会
 - (1) 総会は、大会で決定された青年委員会に関する方針および連合群馬執行委員会で決定された活動方針について意思統一する場とする。
 - (2) 総会は、連合群馬事務局長と青年委員会委員長が連名で招集し開催する。尚、開催時期は原則、連合群馬定期大会終了後30日以内とする。
2. 青年委員会
 - (1) 青年委員会は、群馬県連合会規約第42条にもとづいて設置する専門委員会の一環とし、連合群馬執行委員会の指導のもとに運営される。
 - (2) 青年委員会は、活動方針にもとづき、具体的な活動の企画・立案を行なうとともにその活動を推進する。

第6条（役員とその任務）

1. 青年委員会に次の役員を置き、任務は以下のとおりとする
委員長 1名 青年委員会を代表し、総括する。
副委員長 若干名 委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。
事務局長 1名 青年委員会の業務を総括する。
事務局次長 若干名 事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはこれを代理する。
幹事 若干名 青年委員会の業務を分担する。
2. 役員は、委員の互選とし、連合群馬執行委員会の承認を受ける。
3. 委員長は、連合群馬執行委員会の承認を得て、執行委員会にオブザーバーとして参加することができる。
この場合、発言権はあるが、決議権はない。

第7条（役員・委員の任期と交代）

1. 任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。
2. 任期中の交代は認めることとし、この場合の任期は前任者の残期間とする。
3. 役員 of 交代は、連合群馬執行委員会の承認を得る。

第8条（運営）

1. 総会は、委員長が招集し、構成組織各2名と青年委員会で構成することを原則とする。
2. 青年委員会は、委員長が招集して必要に応じて開催する。
3. 四役会（委員長・副委員長・事務局長・事務局次長）は、委員長が招集して必要に応じて開催する。
4. 幹事会は、青年委員会四役と幹事で構成し、委員長が招集して必要に応じて開催する。

第9条（経費）

青年委員会の活動に伴う経費は、連合群馬の予算でまかなう。活動の性格により分担金を徴収する場合もある。

第10条（改廃）

この要綱の改廃は執行委員会の議決による。

第11条（施行）

この要綱は1991年5月30日から施行する。

この要綱は2015年10月31日から、一部改正する。